

自主的衛生管理段階的推進プログラムに関する確認証取扱要領

平成 26 年 6 月 24 日 25 福保健食第 2455 号 食品医薬品安全担当部長決定

(目的)

第 1 この要領は、自主的衛生管理段階的推進プログラム実施要綱（以下「要綱」という。）第 10 の 2 に基づき「確認証」の取扱いについて定め、「確認証」を施設に掲示することにより、確認を受けた施設を広く都民に周知させ、衛生管理水準の向上に積極的に取り組む施設として定着させることを目的とする。

(定義)

第 2 要綱第 10 の 1 に規定する「確認証」のデザインは、達成段階に応じて別紙の区分とおりとする。

(使用者)

第 3 「確認証」は、要綱第 2 の(1)に定める指定審査事業者及び要綱第 8 の 1 に基づき確認結果通知書の交付を受けた食品関係事業者等（以下、「確認を受けた食品関係事業者等」という。）に対し、使用を認めるものとする。

(使用の範囲)

第 4 指定審査事業者は、次の場合において「確認証」を使用することができる。

- 一 ステッカー等を作成し、自ら確認した施設に交付する場合
- 二 食品関係事業者等に自主的衛生管理段階的推進プログラムを普及し、取組を推進する目的で自社のパンフレット及びホームページ等に表示する場合

2 確認を受けた食品関係事業者等は、確認を受けた施設に掲示する場合において、達成段階に応じた「確認証」を使用することができる。

(使用の制限)

第 5 「確認証」は、次のいずれかに該当するときは使用することができない。

- 一 自己のシンボルマーク又は商標として使用するとき
- 二 使用者が第 3 に定める要件に該当しなくなったとき
- 三 確認結果通知書の内容と異なる達成段階の「確認証」を使用するとき
- 四 その他、「確認証」の使用について知事が適切でないとき

(使用料)

第 6 「確認証」の使用料は、無償とする。

(報告及び調査等)


第7 知事は、第3の使用者に対し、「確認証」の使用状況について報告を求め、又は調査することができる。

2 知事は、1により「確認証」の使用が第4に当てはまらないと認めるとき又は第5に基づき適切でないと認めるときは、使用を中止させることができる。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

確認証のデザイン

	達成段階	確認証
1	エントリーステージ	 <p data-bbox="751 864 1347 925">この確認証は、当施設の食品衛生の取組について、確認を行った日における評価を表すものです。</p>
2	1st ステージ	 <p data-bbox="758 1330 1353 1391">この確認証は、当施設の食品衛生の取組について、確認を行った日における評価を表すものです。</p>
3	2nd ステージ	 <p data-bbox="762 1796 1358 1856">この確認証は、当施設の食品衛生の取組について、確認を行った日における評価を表すものです。</p>